

四、代議者は若干名、各團體より二名以上選出する

才五條 本同盟役員は職能在の如し

イ、常務委員は日席の事務を處理す

ロ、代議委員は重要事項を審議す

才六條 本同盟役員は任期は滿一ヶ年とする。但責任

を妨げず

才七條 本同盟は毎年一回大會を召集す。但伊梨は

広い範囲の時大會を召集するに得

(課報情會調協)